

「長期優良住宅法等の一部改正法案について」 ～長期優良住宅制度におけるマンション住棟単位の認定の導入等～

各位

謹啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

わが国では、少子高齢化が急速に進む中、多世代にわたり良質な住宅が引きつがれる住宅循環システムの普及・定着のため、長期優良住宅の普及促進と住宅の円滑な取引環境の整備が求められています。

こうした中、この度、国土交通省が、長期優良住宅の普及促進のため、①共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更（住棟認定の導入）するほか、②良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度の創設、③認定手続の合理化（住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施）を行うとともに、既存住宅に係る紛争処理機能の強化のため、④住宅紛争処理制度の拡充、⑤住宅紛争処理支援センターの機能強化等を内容とする制度改正案を公表しました。

上記改正内容は、住宅分野に携わる方々にとって、有益な情報であると考えられます。そこで、当センターでは、国土交通省住宅局住宅生産課企画専門官 三島 梨加 氏を講師としてお招きし、改正案の内容の詳細を解説いただく下記セミナー（WEB配信）を開催することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、ご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 公開期間 令和3年3月26日（金）～4月6日（火）
2. テーマ 「長期優良住宅法等の一部改正法案について」
～ 長期優良住宅制度におけるマンション住棟単位認定の導入等 ～
3. 講師 国土交通省住宅局住宅生産課 企画専門官 三島 梨加 氏
4. 参加費 無料
5. 申込み 第107回住宅・不動産セミナー申込み専用サイト（下記URL）にアクセスし、①会社名 ②部署 ③氏名 ④メールアドレス ⑥電話番号を入力してお申し込みください。
※セミナー申込み専用サイトは、セキュリティ強化のため、SSL 暗号化通信を利用しております。
<https://www.hrf.or.jp/semi/>
* 聴講者お一人毎にお申し込みをお願いいたします。
* お申し込み後、聴講に必要なURL、ID、パスワードを登録いただいたメールアドレス宛てに送信いたします。
* 申込み締切日：4月5日（月）〔公開終了日の前日〕。
6. 問合せ先 公益財団法人 日本住宅総合センター 研究部（西村、小谷、菅澤）
semi@hrf.or.jp TEL. 03-3264-5901

以上